

↳ 譲渡制限株式の取扱い

Q : 当社の株式は、譲渡制限がついています。会社法になったら何か変わることがありますか？

A : 次のように改正されます。

【解説】

株式の譲渡制限は、会社法で次のように変わるとされています。

① 制限できる株式

現行法では、株式の譲渡制限はすべての株式に対して付されることとされていますが、会社法では、定款の定めによって株式の種類ごとに譲渡制限ができることとされています。

② 株式の譲渡承認機関

現行法では、譲渡承認機関は取締役会とされていますが、会社法では、原則として取締役会が設置される会社は取締役会、それ以外は株主総会とし、例外的に定款の定めにより他の機関とすることも認めています。また、定款の定めにより譲渡制限を付したうえで一定の場合には譲渡承認機関の承認を不要としたり、譲渡承認されなかった場合における先買権者をあらかじめ指定しておくことなどもできるとされています。

③ その他

会社法では、相続その他の一般承継により株式を取得した者に対しても、株式会社がその株式の売渡請求ができるとする制度が設けられました。これは、相続であっても会社にとって好ましくない者が株主になることを防ぐためです。

